

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管提案番号事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁		
070010	みりん製造・販売業の新規参入の容認	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第10条(製造免許等の要件)第11号関係⑤)	みりんについては、次に該当する場合に限り製造免許を付与することとしている。 ① みりん製造者が、企業合理化を図るため新たに製造場を設置してみりんを製造しようとする場合 ② 2以上のみりん製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置してみりんを共同製造しようとする場合 ③ みりん製造者が、企業合理化を図るため分譲又は分割し、新たに製造場を設置してみりんを製造しようとする場合	現行法で規制されているみりん製造・販売業者の新規参入については、雇用創出や地域振興に資する等の一定要件を満たした場合は可能とする。その際、特区内みりんの税率をリキュール並みに上げても構わないと考えている。	地元原料100%の上質みりんを製造・販売するための新規参入を認めること。(「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第11号関係」の製造販売要件に「地場原材料を100%使用し、かつ、新規雇用者が創出されるなど地域経済や地域産業の活性化に資すると認められる場合」を加えること。) 提案理由: 雇用創出、酒米・餅米の安定供給、特産品開発など、地域経済・産業への効果は大きい。さらに、自社製造のみりん甘味料で梅酒を製造し、食の安全嗜好的確に促された販売促進することは、ひいては酒税の安定確保に資すると考える。	F	IV	酒類の製造免許に係る需給調整については、「規制緩和推進3か年計画(再改定)」(平成12年3月31日閣議決定)により、「需要が低迷し、中小企業が多数需給調整が行われている酒類について、需給状況の好転が認められる場合には、速やかに当該品目についての需給調整規制を廃止する方向で見直す。(以下省略)」こととされている。 みりんについては、中小企業が多数9割を占めており、また、直近の平成20年度の課税移出数量は110千kgと、前年度(13千kg)に比べ3千kg減少(▲3%)し、10年前の平成10年度の数量(110千kg)と同程度となっており、需給状況の好転が認められない状況となっている。 以上のように、需給調整要件を直ちに緩和する状況にはないが、今回のご要望が緊急経済対策(平成21年12月)に基づく提案であることを踏まえ、前向きに対応したいと考える。 具体的な基準を定めるにあたっては、酒税保全上の見地から、①既存業者の影響等を十分に検討する必要があること、②通達改正にあたって意見公募手続などの事務手続に期間を要することから、政府の対応方針の決定後、実現まで一定の期間(1年以内)の猶予期間を要する。 (参考) 現行の規定においても、既存のみりん製造者の製造場について金山町への移転を誘致し、地場原材料を100%使用したみりんを製造することは可能である。									
070020	不開港にある保税工場の造船所に修繕のために入港する船舶については、入出港等の手続き等を開港と同等の扱いとし、負担軽減を図る。	関税法第2条、第20条、第100条 とん税法第1条、第7条 特別とん税法第1条	〔外国貿易船〕 外国貿易船とは、外国貨物を積んで本邦と外国との間を往來するのが通常である船舶をいう。 〔不開港〕 不開港とは、港、空港、その他これらに代わって使用される場所で、開港及び税関空港以外のものをいう。なお、法には不開港の範囲についての規定はないが、同一不開港と隣接した区域等で、社会生活上、同一の不開港とみなすことが妥当である区域は同一の不開港とみなしている。 〔不開港出入手続〕 不開港は外国貿易船のために設けられた港湾又は空域であり、税関の監視取締り体制が整備されていないことから、税関では取締りの万全を期するため、原則として税関長の許可を要するが、外国貿易船や開港定積の不開港への出入り手続がない。 ①検査のみを目的として検査区域に出入りする場合、企業等その他やむを得ない事情がある場合(入港検査のみ)の場合を除く。には、検査後の許可を要することなく不開港に出入りすることができる。 〔不開港出入手続手続〕 不開港出入の許可を受ける者に対する課税(法令に基づき、行政措置の实效性を確保するために課税徴収する旨)である。 (とん税及び特別とん税) 外国貿易船が我が国の開港に入港した際に課される課税であって、外国貿易船の船主等がその課税をその課税戻戻し、その外国貿易船の船主等を課税標準として課されるもの。	不開港にある造船所に修繕のために入港する船舶については、入出港手続き、転載、不開港手数料の納付等については、開港に比べ著しく不利な扱いとなっている。例えば、千年港(不開港)にある常石造船に修繕のために入港する船舶の入出港手続き等は、隣接する尾道水崎港(開港)の造船所に比べて著しく不利な扱いとなっており、コスト面の競争力を低下させ、ひいては国際競争力の低下につながっている。修繕のために不開港に入港する船舶については、開港に準じた手続きを認める。	① 外国貿易船が外国から直接不開港に入港するためには、検査指定港(税関手続きが可能な開港)で検査手続き並びに開港法に基づく不開港出入許可を事前に受けないなければならない。これを無検査の場合であって、法令遵守体制の確立した保税工場の造船所に入港する船舶に対しては、これら手続きを不開港入港後に行えることとする。(別紙詳細説明あり) ② 不開港における船舶の移動・転載は、複数の不開港への入港とされ、それぞれ税関場所について入港手続きと手数料の納付義務を負うのに対し、開港場については船舶は単なる港内移動として入港手続きも、税関納付義務もない。不開港の造船所に修繕のために入港する船舶については、開港と同様、沖合投錨並びに作業員等の乗下船は入港修繕のための一連の行為とみなして、入港手続き(手数料納付)を必要としない扱いとする。(別紙詳細説明あり) ③ 外国貿易船への入港税であるとん税、不開港手数料が、「修繕のみの目的で入港する船舶」についても課税され、さらに、開港ではとん税の納税義務が発生しない場合であっても不開港では「不開港出入手数料」が徴収され、また建造された新造船の目的で入港する船舶については入港税の対象から除外し、さらに不開港の造船所に対する不利な取り扱いを撤廃する。(別紙詳細説明あり) 以上により、開港の造船所に比べ不利な不開港の造船所の負担を軽減し、国際競争力の強化策を講じるものである	〔提案①〕 本提案は、無検査対象船舶で保税工場の被許可者が管理する不開港に入港する船舶については、入港後の検査及び税関手続(不開港出入許可)を認めたいというものである。 しかしながら、保税工場は外国貨物の加工やこれを原材料とする製造等の保税作業を行うことができる場として、これら外国貨物の適正管理の観点から、許可を与えているものであり、被許可者が船舶乗組員や訪船者等による不正薬物・けん銃等の密輸行為を防止することまでを当該許可の要件としているものではない。 したがって、不正薬物・けん銃等の水際における取締りを確保する観点から、外国貿易船が不開港に入港する場合には、税関への事前の許可が必要である。 なお、不開港出入許可手続は、修繕目的の場合には開港を経由することなく直接不開港に入港できるとともに、申請者が外国貿易船に赴き必要書類等を揃える必要はなく、外国貿易船からFAX送信された書類(写し)によって税関に対して行うことができることとなっている。さらに、電子申請であれば税関に赴かなくても行うことができるようになっている。 〔提案②〕 本提案は、船舶修繕の目的で特定の不開港に入港する船舶で、入港待ちの目的により当該不開港の沖合いに停泊した場合、入港待ちの時間を利用して、船舶に作業員が乗下船して入港修繕作業のための準備作業を行った場合であっても、その沖合い停泊に係る不開港出入許可手続(手数料納付を含む)は不要としたいというものである。 不開港は、監視取締りの観点から、原則として外国貿易船が個別の不開港に入港する都度、手続きが必要としているが、特定の不開港と一体とみなせる海域に停泊する場合には、一度の手続きでよいこととなっている。 したがって、船舶の修繕目的のみで特定の不開港(造船所)に入港する場合であっても、そのために外国貿易船を沖合いに停泊(特定の不開港とは別の不開港に入港)させる場合、外国貿易船を沖合いに停泊させることがやむを得ないと認められるときは、当該沖合いを「特定の不開港と一体とみなせる海域」としてみなすことについて、実現に向けて検討を行う。なお、対応方針決定後、1年程度を目処に検討し、必要に応じ措置を要する。 当該沖合い停泊に係る不開港出入許可手続については、提案①の回答と同様に、不正薬物等の水際における取締りを確保する観点から、外国貿易船が沖合い(不開港)に停泊する前までに、税関の許可が必要である。 〔提案③〕 本提案は、とん税及び特別とん税(以下「とん税」という。)並びに不開港出入許可手数料については、外国貿易のために本邦と外国との間を往來する船舶(外国貿易船)に対して入港税として課されるものであることから、(イ)修繕目的のみで入港する船舶については、とん税及び不開港出入許可手数料の対象から除外するほか、(ロ)不開港の造船所が開港の造船所に比べ課税上不利となる取扱いを廃止したいというものである。 (1)とん税については、外国貿易に従事している船舶の開港入港という事実をその課税原因としている。そのため、検査のみを目的とする場合や運送その他やむを得ない事由等の緊急事態に対応するための一時的なものに限定し、非課税扱いとしている。 したがって、上記(イ)の提案要望については、その入港目的が修繕のみであったとしても、上記の緊急事態に対応するための一時的な入港に該当しないことから、例外として認めることは適当ではない。 なお、構造改革特区は、規制の特例措置を設けて構造改革を進めるものであり、財政措置を対象とするものではないところ、本要望中のとん税の撤廃に関する要望については、構造改革特区の枠組みで検討することは適当ではない。 (2)不開港出入許可手数料については、通常入出港することができない不開港に外国貿易船が入港することにより、税関では開港に準じた監視取締り体制を行う必要があることから、それによる税関の行政コストを受益者に対して一定の手数料負担として求めているものである。また、不開港出入許可手数料納付の除外扱いとなる場合は、とん税と同様に緊急事態に対応するための一時的なものに限定している。 したがって、上記(イ)及び(ロ)の提案要望については、真にやむを得ない場合に該当せず、監視取締りが必要となることから、例外として認めることは適当ではない。	〔提案①〕 C 〔提案②〕F 〔提案③〕 Z(とん税の撤廃) C(不開港出入手数料の撤廃)							0 0 2 6 0 1 0	ツネインホールディングス㈱	広島県	財務省 厚生労働省
070030	温暖化対策税制への、還付配分制度の導入のご提案要望	なし	地球温暖化対策のための税については、平成23年度の実施に向けた成案を得るよう検討を行うものとされている。	ご検討中の温暖化対策税について、家庭部門でのCO2排出量削減取り組みがより一層的に行われるよう、次の内容の導入について、ご検討をお願いします。 ①「グッド減税バッド課税」の概念に加え、水道・電気・ガス等の使用量とCO2排出係数との算定によるCO2排出削減量が一定水準を越えた各世帯に対しての、還付配分(又は税控除)の概念を新税制に導入させる。 ②課金及び還付配分は、各世帯を構成する納税者たる人員で按分する。	事業実施内容: 毎月(または年間)の水道・ガス・電気等の使用量(または削減割合)に基づいて、各業者を経由して課金・還付配分を執行 還付配分総額が税財源の一定割合を超える試算となる場合は、還付配分を一定割合に相応する資金内で按分 実際に執行を行う過程で還付配分制度の見直しを行う。 期待する経済的社会的定量化: ①2008年家庭部門CO2排出量232百万t-co2の13百万tに基づく、削減量を還付配分による追加効果として期待する(試算案①)に基づく、試算案②では、少なくとも1400tのCO2削減量を追加効果として期待。 提案理由: ① 資源節約の生活バタン取得と定着(IPCC)を一層促したい ② 個人・各世帯での主体的な取組が容易 ③ ガス・水道・電気は従来定額管理されており、課金と還付配分の執行が容易 ④ 温暖化対策税の導入について、ポジティブ作用を持たせるべく、還付配分の概念を取り入れたい ⑤ 2050年までにCO2排出量を2000年比50~80%削減する必要があるため、その推進として	Z	—	ご提案の内容については、税制以外の部分も含まれておりますが、税制については新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税関の枠組みで検討する必要があります。地球温暖化対策のための税については、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第148条において平成23年度の実施に向けた成案を得るよう検討を行うものとされており、その詳細なあり方については、所管の省庁等において検討がなされることとされており、ご提案のような仕組みについて所管の省庁等から税制上の要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。				0 0 3 1 0 1 0	個人	兵庫県	財務省 環境省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070040	低炭素社会推進「最寄国機関への所轄区域見直し」(福岡県吉富町からの要望)	国税局の名称、位置及び管轄区域(財務省組織令第96条) 税務署の名称、位置及び管轄区域(財務省組織規則第544条、第577条、別表第9及び別表第10)	国税局(国税事務所)及び税務署の具体的な管轄区域については、財務省組織令及び財務省組織規則において定められており、国税についての各種申告書等は納税地を所轄する税務署長に提出しなければならないこととされている。	国機関の管轄区域について、一定要件を満たしている場合には、所轄区域を見直し、最寄の国機関の利用を可能とする。(吉富町では、筑豊大分県中津市に所在する法務局支局、簡易・家庭裁判所、税務署)	国機関について、現在定められている所轄区域より近接する国機関がある場合、管轄区域の見直しにより、生活利便向上と交通の低炭素化の推進が図られる。 具体的には、国機関の管轄は県域や行政区割で定められており、必ずしも最寄とはなっていない。最寄の機関を所轄機関とすることで、国民が国のサービスを効率的に享受でき、また交通に係る省エネルギー化が図られる。 提案理由 福岡県吉富町は、大分県境に位置しており、管轄する福岡県行橋市の各種国機関までは約28kmの距離がある。一方、隣県大分県中津市に所在する国機関(大分県北部地域管轄)へは2.5km以内と近接している。管轄外でも可能な手続きは現在、法務局支局でオンライン化により発行可能な不動産の謄抄本証明書の交付や簡易・家庭裁判所での調停(相手方の了承の得られたもの)に限られ、その他、法務局支局での不動産登記、税務署での国税申告、簡易・家庭裁判所での訴訟、家庭裁判所での戸籍の底の変更許可などは相談に留まり、手続きは行橋市に所在する管轄機関に行かなければならない。 所轄区域の見直しにより、身近な国機関で効果的・効率的なサービスが享受された場合、距離は最大1/11に、時間は最大1/8未満になり交通の省エネルギー化、低炭素化が推進される。また自転車や徒歩での利用も可能となり、高齢者をはじめとする交通弱者への配慮となることにも、国機関が身近なものとなり、生活利便が向上する。 代替措置 所轄の見直しについては、市町村単位で距離や同一生活圏などの一定要件を満たす場合とする。	C	II, III	御提案の内容については、 ・ 国税局及び税務署の管轄区域は、税務運営が国税と地方税一体で行われていることを踏まえ、これに対応する形で、すべて都道府県の行政区域に沿った形で設定されていること(現状において、都道府県の行政区域を越えて管轄を設定している例はない) ・ 今回のような特例を認めれば、全国各地において同様の管轄変更を行う必要が生じ、仮にこのような変更を行った場合には、現在国と地方が一体で行っている税務運営に業務上の混乱をきたすおそれ考えられること から、吉富町において確認される実情のみをもって、周辺税務署の管轄を変更することは困難である。 また、仮に吉富町を大分県下の中津税務署の管轄とした場合には、所轄国税局が福岡国税局から熊本国税局に変更となり、国税局に対する個別照会等を必要とする場合には、国税局までの移動にこれまで以上の時間を要することとなることにも留意が必要である。 なお、一般的な税務相談については、電話相談センターでこれを受け付けるとともに、所得税、法人税、消費税等の申告や法定調査の提出、青色申告の承認申請等の各種申請・届出については、税務署に赴くことなく、インターネット(e-Tax(国税電子申告・納税システム))を通じて自宅等から申告を行うことが可能であり、国税庁としては、このような施策を通じて、更なる納税者利便の向上に向けて取り組んでいるところである(税理士への委任によるe-Taxを通じた申告、郵送による申告も可能)。				0 0 3 2 0 1 0	吉富町	福岡県	財務省
070051	寄付金と反対給付及び利益相反にかかわる規制緩和	法人税法	-	・ 国策研究を目的として寄付が行われた場合 ・ 複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた場合 の双方を満たす場合にのみ、研究開発成果の情報を対価としうる寄付行為を可能とする。(反対給付にかかわる規制の緩和) また、寄付金控除の控除対象限度額の引上げあるいは全廃(全額損金算入)を行う。 【具体的内容】 ③ 寄附金の全額損金算入(法人税)	※提案理由 研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを阻害する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国策研究におけるコースとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。 ※具体的実施内容 1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることが出来る。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイージ) 2) リードタイム1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和) 寄付を受けた側 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え、利益相反ガイドラインを明示するだけでも可。) 寄付行為に対して、 商品表示法を適用しない。 寄付をする側の宣伝効果、将来における販売促進効果などを規制の目的として問わない。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	右提案者の意見を踏まえ、利益相反ガイドラインの統一な策定について再度検討されたい。	税制を活用した科学技術政策は、まさに我が国に必要なものであると当方も認識している。是非とも、実現に向けてよろしくお願ひ申し上げる。一方、利益相反ガイドラインに関して、財務省から統一なガイドラインの提示と、その緩和に係る特区制定を再検討いただけるようお願い申し上げます。	0 0 3 5 0 3 2	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	財務省	
070061	成長戦略拠点特区制度の創設	法人税法	-	従来の都市再生緊急整備地域の中から、特に、これからの都市戦略上重要となる地区を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成をめざし、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、国税の減免など総合的な優遇措置を実施する。 【具体的内容】 ① 租税措置特区の創設	従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。 ① 法人税など国税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」 ② 日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」 ③ 都市計画法や構造改革特区に基づく「規制緩和を行う」規制緩和特区 (提案理由) 成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を推進するため、都市戦略上重要となる地区において、アジア諸国で既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			成長戦略拠点特区	0 0 4 1 0 1 0	大阪市	大阪府	総務省 財務省 国土交通省
070062	成長戦略拠点特区制度の創設	-	-	従来の都市再生緊急整備地域の中から、特に、これからの都市戦略上重要となる地区を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成をめざし、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、国税の減免など総合的な優遇措置を実施する。 【具体的内容】 ② 金融支援特区の創設	従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。 ① 法人税など国税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」 ② 日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」 ③ 都市計画法や構造改革特区に基づく「規制緩和を行う」規制緩和特区 (提案理由) 成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を推進するため、都市戦略上重要となる地区において、アジア諸国で既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。	C	-	大阪市の具体的提案の詳細は不明であるが、仮に予め特定の地域のみを対象として国の財政支援を前提とした無利子・低利子貸付等の制度を法改正等によって設けるという提案であれば、公平性の観点や政策上の必要性等について、地域振興を所管する省庁及び関係省庁において慎重な検討が必要。 なお、日本政策投資銀行は、平成20年10月に株式会社化し、貸付金利等の条件は、同行の判断で設定することとなったことから、政府が同行の貸付条件等に關与することはできない。 ただし、内閣府所管の地域再生支援利子補給金制度により、地域再生に資する事業の実施者が当該事業を実施するための資金を指定金融機関から借り入れる際には利子補給金が支給されると聞いている。			成長戦略拠点特区	0 0 4 1 0 1 1	大阪市	大阪府	財務省 国土交通省 内閣府

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管提案番号事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070071	バイオ関連企業・研究機関等に係る法人税等の軽減措置の創設、国研究資金等の優先投入	法人税法	-	<p>①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。</p> <p>②問題点 北米・欧州地区は我が国No1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、誘致を進める他国のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていくためには、内外から成長が見込める先進バイオ医薬や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層図っていく必要がある。</p> <p>③解決策 彩都地域及びバイオ・ライフサイエンス研究のナショナルセンターである大阪大学等の拠点における、バイオ関連企業・研究機関の立地促進するため、国の研究開発に係る予算の重点配分及び思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。</p> <p>④効果 北米・欧州地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。</p>	<p>①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。</p> <p>②問題点 北米・欧州地区は我が国No1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、誘致を進める他国のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていくためには、内外から成長が見込める先進バイオ医薬や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層図っていく必要がある。</p> <p>③解決策 彩都地域及びバイオ・ライフサイエンス研究のナショナルセンターである大阪大学等の拠点における、バイオ関連企業・研究機関の立地促進するため、国の研究開発に係る予算の重点配分及び思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。また、地方税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じらなければならない。</p> <p>④効果 北米・欧州地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。</p>	Z	I	<p>1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくことになっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。</p> <p>2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふりい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。</p>			国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	0 0 4 3 0 1 1	大阪府	大阪府	財務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
070080	バイオベンチャー・中小医療機器企業に対する投資促進税制の創設	法人税法	-	<p>①現状 世界の製薬企業は、開発競争に勝ち抜くため、自社での研究開発に加え、有望なシーズを持ったバイオベンチャーに投資し、研究開発・新薬開発のスピードアップを進めている。(現状は、製薬企業が海外の有望ベンチャーに相次いで出資・買収を進めている。一方、国内バイオベンチャーは、せっかく有望なシーズがあっても、開発・製品化までの期間が長い。研究開発費用の調達に困難な状況が続いている。(他国に比べ投資による資金確保が進まない)</p> <p>②問題点 製薬企業等が自社で研究開発投資を行う際には、税制上のインセンティブ(研究開発促進税制、試験研究費の12%の額を法人税から控除など)があるものの、製薬企業等が国内のバイオベンチャーに研究開発目的で投資する場合にはインセンティブがない。</p> <p>③解決策 製薬企業等がバイオベンチャー・中小医療機器企業等に研究開発目的で投資を行う場合に、自社の研究開発投資の総額に相当する研究開発促進税制と同様に、投資額の一定率の額を法人税から控除するなど新たな税制を創設する。</p> <p>④効果 バイオベンチャー等の資金調達が円滑化することにより、バイオベンチャーの成長を促進するとともに、厳しい国際競争に晒される我が国の製薬企業等の研究開発と製品化を促進・スピードアップすることが期待できる。また、バイオ分野の開発体制の海外流出が軽減し、国内での開発体制の強化にもつながり、国内での投資促進とあわせ、知財、人材の流出防止にもつながる。</p>	<p>①現状 世界の製薬企業は、開発競争に勝ち抜くため、自社での研究開発に加え、有望なシーズを持ったバイオベンチャーに投資し、研究開発・新薬開発のスピードアップを進めている。(現状は、製薬企業が海外の有望ベンチャーに相次いで出資・買収を進めている。一方、国内バイオベンチャーは、せっかく有望なシーズがあっても、開発・製品化までの期間が長い。研究開発費用の調達に困難な状況が続いている。(他国に比べ投資による資金確保が進まない)</p> <p>②問題点 製薬企業等が自社で研究開発投資を行う際には、税制上のインセンティブ(研究開発促進税制、試験研究費の12%の額を法人税から控除など)があるものの、製薬企業等が国内のバイオベンチャーに研究開発目的で投資する場合にはインセンティブがない。</p> <p>③解決策 製薬企業等がバイオベンチャー・中小医療機器企業等に研究開発目的で投資を行う場合に、自社の研究開発投資の総額に相当する研究開発促進税制と同様に、投資額の一定率の額を法人税から控除するなど新たな税制を創設する。</p> <p>④効果 バイオベンチャー等の資金調達が円滑化することにより、バイオベンチャーの成長を促進するとともに、厳しい国際競争に晒される我が国の製薬企業等の研究開発と製品化を促進・スピードアップすることが期待できる。また、バイオ分野の開発体制の海外流出が軽減し、国内での開発体制の強化にもつながり、国内での投資促進とあわせ、知財、人材の流出防止にもつながる。</p>	Z	I	<p>1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくことになっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。</p> <p>2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふりい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。</p>			国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	0 0 4 3 0 2 0	大阪府	大阪府	財務省 厚生労働省 経済産業省
070091	急速充電設備の特別償却制度等の創設	法人税法	-	<p>①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみでの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。</p> <p>②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万〜1千万円)、現在のEVの台数では、集客や稼働による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。</p> <p>③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、イニシャルコストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じらなければならない。</p> <p>④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境を整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車同様の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。</p>	<p>①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみでの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。</p> <p>②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万〜1千万円)、現在のEVの台数では、集客や稼働による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。</p> <p>③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、イニシャルコストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じらなければならない。</p> <p>④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境を整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車同様の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。</p>	Z	I	<p>1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくことになっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。</p> <p>2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふりい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。</p>			EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	0 0 4 3 0 4 0	大阪府	大阪府	財務省 財務省 経済産業省 国土交通省 環境省
070101	グローバル企業の国際統括本部等に係る法人税等の軽減措置、助成制度の創設	法人税法	-	<p>①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点は日本からアジアの他都市に流出。</p> <p>②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。</p> <p>③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じらなければならない。</p> <p>④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることによって、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。</p>	<p>①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点は日本からアジアの他都市に流出。</p> <p>②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。</p> <p>③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じらなければならない。</p> <p>④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることによって、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。</p>	Z	I	<p>1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくことになっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。</p> <p>2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふりい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。</p>			外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	0 0 4 3 0 8 1	大阪府 大阪市	大阪府	財務省 財務省 経済産業省

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070110	航空機燃料税の減免	航空機燃料税法第3条、第4条、第11条 航空機燃料税と税法第1条、第7条	航空機燃料税は、航空機に積み込まれた航空機燃料に対し、26,000円/kgで課税されている。 11/13は特別会計に課税される法律に基づき国の空港整備費に充てられ、2/13は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対策費として課与されている。	現行法で規定されている国内線の航空機の給油に課せられる航空機燃料税について、一定の要件を満たしている場合には、減免する。	①現状 関西国際空港の国内線は、本邦航空会社の路線整理の影響から、旅客便の就航都市・便数はピーク時(1996年9月)33都市・83便/日から2010年2月時点で7都市・37便/日にまで減少し、国内各地と国外各地を結ぶ内陸乗継機能が低下している。 ②問題点 現行の航空機燃料税法では、各航空会社は国内線に供する航空機に積み込んだ航空機燃料について航空機燃料税(26,000円/kg)が課せられており、航空会社にとって大きな負担となっている。 なお、航空機燃料税は、13分の11が空港整備特別会計の財源に充てられ、残り13分の2は、航空機燃料課税として、空港関係地方公共団体に交付され、騒音対策等の空港対策に充てられている。 ③解決策 関西国際空港で国内線を就航している航空会社の運航コストを引き下げ、国内線就航を促進するために、航空機が関西国際空港で燃料を積み込む場合に限り、航空機燃料税の優遇措置を行うことにより、航空会社の運航コストを軽減する。具体的には、航空機燃料税のうち、空港整備特別会計に繰り入れられる部分(13分の11)を免除する。なお、空港周辺整備に充当されている部分(13分の2)については、引き続き空港周辺整備が推進されるよう免除しないものとする。 ④効果 これにより、関西国際空港の周辺整備を後退させることなく、国内航空会社の運航コストの軽減を可能にすることで、同空港の国内線就航を促進につなげ、関西国際空港の内陸乗継機能の強化を図り、同空港のハブ化を促進する。	Z	I	1 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2 また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			関西の高コスト構造の改善とエアライン拡充による機能強化	0 0 4 3 1 0 0	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省
070120	内航フィーダーの強化	石油石炭税法第3条、第4条、第9条	石油石炭税は、採取場から移出され、又は保税地域から引き取られる原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に対して課税されており、原油及び輸入石油製品に対する税率は2,040円/kgとなっている。 保税の使途は特別会計に関する法律に基づき、燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に充てられている。	内航フィーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特例措置と内航海運暫定措置事業の納付金制度の廃止を求める。	①現状 わが国港湾はアジア主要港の台頭により、相対的にその地位が低下している。これまで日本発着の国際海上コンテナ貨物は国内主要港を経て、直接欧米との基幹航路により輸出入されていたが、近年、釜山港等が日本国内の地方港発着貨物を集め、釜山港経由で基幹航路により輸送される、いわゆる海外トランシップ化が進んでいる。また、基幹航路は輸送能力・輸送効率向上のため、急激な船舶の大型化と寄港地集約の動きが進む中、アジア主要港の基幹航路寄港便数は増加する一方、わが国港湾への寄港便数は減少している。 現在、政府はさらなる選択と集中の方針のもと、国際コンテナ戦略港湾を1〜2港選定することとしており、西日本においては阪神港がその役割を担うために、瀬戸内海諸港から海外トランシップされている貨物を取り戻し、欧米との基幹航路を維持・確保することが重要である。 ②問題点 海外トランシップ化が進化する一因として、外航フィーダー船との価格競争が挙げられる。船舶燃料のC重油は、外航フィーダー船は免税油を使用しているが、国内の内航フィーダー船には石油石炭税が課税されている。また、内航船のみ新たな船舶の建造に、納付金が必要であり、これらによって内航フィーダーのコスト面での競争条件が劣っている。 ③解決策 内航フィーダー船の使用する燃料油に対し、石油石炭税を免除する特例措置を講じ、更に、暫定措置事業の納付金制度を廃止する。 ④効果 外航フィーダー船とのコストの均一化が図られ、阪神港への集荷力アップに寄与するものと期待される。	Z	I	1 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2 また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			効率的な港湾経営と集荷機能の強化による阪神港の競争力の強化	0 0 4 3 1 4 0	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省
070130	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設	関税法第4条第1項第2号	保税工場とは、外国から到着した原材料で保税課税前のものを使用して加工・製造等を行うことができる場所として税関長の許可を受けたものである。 保税工場で製造した製品を国内に引き取る場合には、当該製造に使用した原材料に対する関税率を適用して関税を課すこととされている。	地域内製品を国内へ輸入する場合の選択関税制度(原材料率と製品税率との有利な選択関税)の創設	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も沖繩に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地域)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して ・地域内製品を国内へ輸入する場合の選択関税制度(原材料率と製品税率との有利な選択関税)の創設 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	Z	—	本要望は、保税工場で製造した製品を国内に引き取る場合の関税率について、製品に対する関税率が原材料に対する関税率より低い場合には、製品に対する関税率を適用することを可能とすること(選択課税制度)を認めたいとするものであるが、これを認めることは、原材料を輸入して製品を製造する国内工場との間の課税の公平性の観点から適当ではなく、また、安価な原料を使用した製品が大量に国内に引き取られることになれば、関税により本来守られるべき国内産業の保護機能の空洞化を招きかねない。 また、構造改革特区は、規制の特例措置を創設し推進を進めるものであり、税制措置を対象とするものではないところ、本要望は保税工場で製造した製品に対する関税率の引下げを要望することにほかならず、構造改革特区の特格で検討することは適当ではない。 なお、沖繩の選択課税制度は、沖繩の歴史等の特殊事情を考慮して、沖繩の総合的かつ計画的な振興を図ることを目的として制定された沖繩振興特別措置法による沖繩振興策の一つとして、他の地域にはない極めて特別な制度として沖繩に限り時限の措置として設けられているものであり、このような特例的な施策を沖繩県以外の地域に適用することは困難である。			大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	0 0 4 3 1 6 0	大阪府・関西国際空港権	大阪府	財務省
070141	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設	法人税法	-	物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置の創設 【具体的内容】 ① 法人税等の実効税率の引下げ	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も沖繩に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地域)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して ・法人税等の実効税率の大幅な引き下げ ・固定資産税等についても5年間減免 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	Z	I	1 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2 また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	0 0 4 3 1 7 0	大阪府・関西国際空港権	大阪府	総務省 財務省 国土交通省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070150	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設	関税法第43条の3、第44条	輸入申告をすることなく、外国貨物を保税蔵置場等に3ヶ月を超えて置くことができる場合は、当該外国貨物を入れた者は、税関長に申請し、その承認を受けなければならない。なお、輸入申告を行った場合には、当該承認申請は要しない。また、保税蔵置場等にある外国貨物が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場等の許可を受けた者から関税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合やあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は除かれる。	保税管理要件の緩和	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も沖繩に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を生むための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国産品のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神など、国際インフラ周辺の特設地域にFTZ(自由貿易地域)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対する保税管理要件の緩和 ・地域の実情に応じた保税管理の緩和/外国貨物を置くこと等の承認制度の撤廃。 ・貨物亡失時等における被許可人の納税義務(責任)の免除。 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	C(外国貨物を置くこと等の承認制度の撤廃) Z(貨物亡失時等における被許可人の納税義務(責任)の免除)	—	外国貨物を置くこと等の承認制度は、覚せい剤・麻薬・銃砲等の社会悪物品、爆発物等テロ関連物資及び食品衛生・動植物検疫物など、国民生活の安全・安心を脅かす貨物の不正輸入を水際で的確に阻止するため、輸入申告をすることなく外国貨物が長期間、保税蔵置場等に置かれることとなる場合に、税関はその貨物の実態を把握する必要があるために設けられている。このため、当該承認を撤廃することは、国民生活の安全・安心を確保する観点から適当でない。 また、外国貨物が亡失等した場合の納税義務は、外国貨物が保税蔵置場等に置かれている間に亡失等した場合、当該貨物が関税を納付しないうまま国内に流通し、又は保税蔵置場等で使用・消費された(輸入された)ことが考えられるため、税負担の公平性を確保し関税を適正に徴収する観点から保税蔵置場等の許可を受けた者に対し、関税の納付義務を課しており、これを免除することは適当でない。 なお、沖繩における自由貿易地域においても、当該承認制度の撤廃や納税義務の免除の特例措置は、認められていない。	右提案者の意見を踏まえ、蔵入承認制度の撤廃、あるいは事務の軽減について再度検討されたい。	保税蔵置場に外国貨物を3か月以上蔵置する場合の承認を撤廃することは、国民生活の安全・安心を確保する観点から適当でないことだが、本承認は通関上の手続きであり、例えば、覚せい剤、麻薬等の輸入の禁止や動植物検疫は、別途の検査や検査、承認手続きで行うべきもので、これらを行う目的ではないと考える。したがって、蔵入承認制度については撤廃するか、あるいは届出制にすることで、事務を軽減するべきである。	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	0 0 4 3 1 8 0	大阪府	大阪府	財務省
070160	都市住民の参加による都市農地(生産緑地)の利用促進	租税特別措置法第70条の6、第70条の6の2	農地等に係る相続税の納税猶予の特例は、農地等を相続等により取得した場合において、自らが富農を継承することを条件に、農業投資価格を超える部分に対応する相続税について納税を猶予し、当該相続人の死亡等の一定の場合には相続税を免除する措置であり、極めて異例のもの。 なお、市街化区域内農地については、農業相続人が障害等により富農継承が困難となった場合に限り、例外的に貸付けが可能とされている。	相続税納税猶予制度の適用範囲を生産緑地での市民農園利用へ拡大する。	①現状(現行制度等) ・農空間は、食料生産だけでなく、良好な都市環境の創造、防災、健康・レクリエーションなど、多様な公益的機能を有しており、都市の貴重な財産であるが、農業の高齢化や担い手不足が深刻化するなど、農空間を取り巻く状況は厳しさを増している。 ・こうした中、府内の市街化区域内の貴重な緑地空間でもある生産緑地については、市民農園として利用したいという都市住民のニーズが高まっている。 ・一方、高齢化や担い手不足等により貸し付けを希望する農業者もいるにもかかわらず、貸借が進まない。 ・このことから、都市住民への市民農園利用を促進することで、農空間の多様な公益的機能を維持・発揮させ、都市部の生活環境の向上を図る必要がある。 ②問題点(阻害要因) ・生産緑地を貸し付けた場合、相続税納税猶予制度が適用されない。(適用されている場合、適宜で納税が必要) ※都市部の生産緑地が、既に相続税納税猶予制度の適用を受けている。 ③解決策(実施内容) ・相続税納税猶予制度の適用範囲を生産緑地での市民農園利用へ拡大 ④効果 ・身近に農に親しみたいという多くの都市住民のニーズに応えるとともに、市街化区域の貴重な緑地空間でもある農空間の保全・確保が図られる。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税関の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくことになっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	グリーン・インベション	0 0 4 3 2 1 0	大阪府 大阪市	大阪府	財務省 国土交通省		
070171	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	法人税法	—	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ② 中小企業者の省CO2促進支援制度(税制上の措置)	中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。 しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはならず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。 また、個々の排出実態は多種多様により、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが高額となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。 ③解決策 中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。 また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限って購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求めます。 ④低炭素社会の実現には欠かせない中小企業者の省CO2対策を推進することができる。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税関の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくことになっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	0 0 4 3 2 4 1	大阪府	大阪府	総務省 財務省 経済産業省 環境省		
070172	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	法人税法	—	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ③ オフセットカーボン等の購入経費の損金算入(法人税)	中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。 また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限って購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求めます。 ④低炭素社会の実現には欠かせない中小企業者の省CO2対策を推進することができる。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税関の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくことになっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	0 0 4 3 2 4 2	大阪府	大阪府	財務省 環境省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070180	建物の建替え等の促進と最先端の低炭素技術の導入によるCO2排出削減	-	-	低炭素まちづくりを促進する特区を設定した上で、同区内のエネルギー効率の悪い既存建築物に対し、建替え等の実施を自治体から勧誘する制度を構築する。	①②現状・問題点 2020年度の温室効果ガス排出量を1990年度比で25%削減するという目標達成に向けては、エネルギー効率の悪いビル、住宅等の建替えや改修による低炭素化が必要であり、その促進のためには資金面のインセンティブが必要である。 また、最先端の低炭素化技術は高コストであり、初期市場の創出によるコスト削減が必要である。 さらには、公共交通機関の結節点を拠点にした低炭素化のまちづくりの促進が必要である。 ③解決策 特定地区における低エネルギー効率の建築物への建替え勧告制度の創設 建替え実施者への資金支援、税優遇措置【低炭素化技術(断熱化、壁面太陽光発電等の新工本・省エネ技術等)のレベルに応じて財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を実施】 ④効果 こういった要素を併せ持った制度を創設することにより、低炭素のまちづくりを加速させることが可能となる。	Z	I	1 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税額の特組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくことになっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2 また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			低CO2技術普及 拡大による低炭素社会の実現	0 0 4 3 2 5 0	大阪府	大阪府	財務省 経済産業省 国土交通省 環境省
070190	万博記念公園を有効活用できる権限の府への付与	・独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第16条第2項 ・独立行政法人通則法第66条	1. 業務運営等への大阪府の関与について ①独立行政法人日本万国博覧会記念機構(以下万博機構)については、その承認として、日本万国博覧会を認定するため、跡地を万博記念公園として整備・運営するものであるが、地方、共同出資者である大阪府(出資割合 47%)においては、当該跡地における都市基盤整備、災害対策等に係る都市計画行政の一環として位置付けられるものであり、地方公共団体の固有業務として関与を要するものである。 ②従って、大阪府における行政上の設計計画と一体的に万博機構の事業を行わせるよう、独立行政法人の運営に際する以下の重要事項の決定に際しては、法第16条第2項により、財務大臣は大阪府の意見を聴くものとされている。 ・独立行政法人通則法第28条第1項により、業務方法書の認可を受ける場合 ・独立行政法人通則法第29条第1項により、中期目標を定め、又は変更しようとする場合 ・独立行政法人通則法第30条第1項により、中期計画の認可をしようとする場合 ・独立行政法人通則法第35条第1項により、中期目標期間終了時における、業務継続の必要性。組織の在り方その他の組織及び業務全般にわたる検討を行った結果に基づき所要の措置を講じる場合 ③なお、大阪府の意見を聴くとは、公園の地元利用者の声を集約して聴くことであり、財務大臣が万博機構の運営に関する重要事項の決定を行うに当たり有用であると考えられるものである。 2. 万博機構の解散について 独立行政法人通則法第69条において、独立行政法人の解散については、別に法律で定めるとされている。	万博記念公園を地域のにぎわいづくり・活性化のために有効活用できる権限を府に付与	①現状 万博記念公園は、エキスポランドの閉園等影響で近年にぎわいが失われており、地域主権・地域経営の観点から、このストックを有効活用して地域のにぎわいづくり・活性化を進めることが喫緊の課題。 ②問題点 万博記念公園は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構が同機構法に基づき、「緑に包まれた文化公園」として一体的に管理運営すると定められており、地域のにぎわいづくりや活性化のために有効活用するという地域の意向が直ちに反映されにくい。 ③解決策 独立行政法人日本万国博覧会記念機構を廃止し、機構廃止後の万博記念公園を府が府営公園として管理する。その際、引き続き良質な公園として維持管理できるよう、機構の土地を含む資産を府に承継させるか、または国出資分は府に無償で貸し付けることを廃止法に規定する。また、機構が存続する場合には、万博公園の側面ゾーンを府が主体的に有効活用できるよう、機構が所有する土地の一部を包括的に管理・利用できる権限(例:包括的管理権、借地権、管理運営委託、土地信託等)を府に与える。 ④効果 万博公園を府が有効活用し、民間投資による大規模集客施設等の立地を進めることにより、地域のにぎわいづくり・活性化を早期に実現できる。	-	-	【4月20日現在の回答】 独立行政法人については、平成21年12月25日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」に基づき、事務・事業の抜本的な見直しが行われることとされており、万博機構についても、今後の事業仕分けの結果あるいはその結果を踏まえた独立行政法人全体の見直しの中で、組織のあり方等についての検討が行われることとなる。したがって、4月に予定されている事業仕分けの結果を踏まえて回答させていただきます。 ただし、今般の大阪府からの提案については、以下のような問題点がある。 ① 万博機構を廃止することを前提とした大阪府の提案については、国は、昭和45年に開催された日本万国博覧会の閉園後、大阪府より跡地の約1/2を有償取得(約83億円)しており、これを万博機構の前身である認可法人日本万国博覧会記念協会へ現物出資。現在の万博機構への出資による権利は、このような経緯で取得したものである。したがって、万博機構への国の出資分は、国民共有の財産であり、万博機構が廃止される場合には、国は出資割合に応じた残余財産の分配を受けることが必要である。 ② 万博機構の存続を前提として提案されている、万博機構の土地の一部を包括的に管理・利用できる権限については、大阪府からの具体的な提案を見なければその意味するところは不明であるが、現行制度においては、万博機構は大阪府に対し、所有する土地の一部を貸し付けることは可能である。ただし、万博機構は、大阪府から適正な対価を受取る必要がある。	右提案者の意見を踏まえ再度検討された。	現在の独立採算スキームと同様、新たな財政負担なしに、大阪府が万博記念公園を良好な状態で、一体的に管理運営していくために必要となる資産の承継を求める。	公的資産・公共空間の活用	0 0 4 3 2 7 0	大阪府	大阪府	財務省
070200	道路予定地等の有効活用を図るための国庫補助目的外への転用制限の緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	自治体の保有する道路予定地などのいわゆる塩漬け土地について、民間活力による土地活用を促すため、暫定的な転用については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(適化法)」の運用を一部緩和する。	①現状 国庫補助金を得て取得した道路等の事業予定地は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(適化法)」により、本来目的以外への転用に関しては、各地方整備局長への事前承認申請が必要となっているが、暫定的な転用(貸付収入を維持管理費に充当するなど)に対する規定がない。 ②問題点 暫定的な転用については、局長通達に基づき、恒久的な転用と同一の手続きが必要で、収益の半額返納のほか、独自の上乗せ条件を課せられるものもあり、積極的かつ機動的な活用を阻害している。 ③解決策 暫定的な転用については、公的資産の有効活用の観点から、届出制や事後承認、包括申請など最小限の事実関係の把握に留めるよう、局長通達に大幅な制限緩和と規定を設ける。 ④効果 自治体の保有する道路予定地などのいわゆる塩漬け土地について、民間活力による土地活用を促し、賑わいづくりや、収入を道路整備、維持管理等の財源(目的内)として活用できる。	E		補助事業等により取得された財産は、補助金等が国民の貴重な税金等でまかなわれるものであることに鑑み、補助事業完了後も補助目的どおりに使用することを確保し、もって補助目的の達成が図られるよう、補助金等適正化法第22条により目的外の処分が制限されています。 ただし同条においては、補助金等の交付行政である各省各庁の長の承認を得ることにより、転用等の財産処分ができることとなり、右承認に係る手続、基準、条件等の詳細については、補助金等の交付の目的や補助事業等の実態に照らして各省各庁において個別に定めることができます。	右提案者の意見を踏まえ、適正化法の弾力的な運用において国庫返納の免除が可能かどうか再度検討された。	本府提案は、道路、河川、下水道などの事業予定地の有効活用で、事業予定地は、道路法や河川法などの特別法で指定されていない「道路、河川、下水道などの先行取得地(以下先行取得地)」と、道路法や河川法などの特別法で指定された「予定区域」に分類できる。国土交通省の回答は後者の「予定区域」で、さらには道路予定区域に限定したものであり、本府提案の前者の「先行取得地」とは別の議論である。本府は、道路法や河川法などの特別法で指定されていない先行取得地にかかる有効活用について、適正化法の弾力的な運用(道路、河川、都市局長通達の規制緩和、補助率に応じた国庫返納の免除)を提案している。(補足資料参照)	公的資産・公共空間の活用	0 0 4 3 2 9 0	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省
070211	大規模コンベンション運営に対する優遇税制、資金支援制度の創設	法人税法	-	【具体的内容】 ② 出展費用の税額控除(法人税)	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	Z	I	1 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税額の特組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくことになっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2 また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			国際コンベンション都市の創出	0 0 4 3 3 0 1	大阪府	大阪府	財務省 経済産業省 国土交通省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管提案番号事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070220	国際見本市等へ持ち込むサンプル等の保税取扱の緩和	関税法第62条の2、第62条の7(第43条、第45条、第61条の3の準用)、第100条、第101条	保税展示場とは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際博覧会、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体が開催する博覧会、見本市など、公共性・公益性のある博覧会・見本市等において、外国貨物を展示等することができる場所として税関長の許可を受けたものである。 1. 保税展示場にある外国貨物が亡失し、滅却したときは、保税展示場の被許可者から関税を徴収する。 2. 保税展示場の被許可者は当該保税展示場にある外国貨物について帳簿を設け、品名、数量等の記帳を記載しなければならない。 3. 保税展示場の許可要件は、法令違反がないこと、暴力団員等でないこと、資力十分で、関税関係法令により課される負担に耐えられること等である。また、保税展示場の許可を受けた者は、保税展示場の延べ面積及び許可の期間並びに税関の事務の種類を基準として許可手数料を税関に納付しなければならない。	国際見本市等に持ち込むサンプル等の保税取扱の緩和など、保税展示場の整備を進めるとともに、利用しやすいものとするため、運用要件等を緩和する。	①現状 海外からのサンプル持込には、1.保税展示場の場合は関税法62条の3(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続き)、2.展示会場が、保税展示場の許可を受けていない場合は、関税法第17条の9(1年以内に再輸出の条件付き輸入という手法)がある。 また、3.出展する外国業者がATAカルネを取得していれば、展示会場への出展物を関税納付や保証差し入れなしで、保税の状態で一時的に日本国内に持ち込むことができる。 ②問題点 現状では保税展示場の数は限定されており、関税納付や保証差し入れ等の手続きを伴う再輸出の条件付き輸入や一定の担保が必要なATAカルネなどを利用せざるを得ない。 ③対応策 保税展示場の整備を進めるとともに、利用しやすくするため、運用要件などを緩和する。 1.保税展示場運営者の貨物の亡失、滅失時の関税の納付義務の廃止、2.保税展示場運営者の記帳義務の緩和、3.保税展示場許可要件の緩和、4.効果 保税展示場の整備を進めることで、国際的なコンベンション、見本市の出展者の利便性が向上し、開催数の増加などが期待できる。	Z(保税展示場運営者の貨物の亡失、滅失時の関税の納付義務の廃止) C(保税展示場運営者の記帳義務の緩和及び保税展示場許可要件の緩和) F(保税展示場許可手数料)	保税展示場は、公共性・公益性のある博覧会・見本市等において、外国貨物の関税等を納付することなく展示等ができる場所であり、博覧会等を開催しようとする者からの申請に基づき、博覧会等の会期を勘案して税関長が許可するものである。一般的には、博覧会等の開催の都度許可している。 本提案については、 1. 外国貨物が亡失等した場合の納税義務は、外国貨物が保税展示場に置かれていた間に亡失等した場合、当該貨物が関税を納付しないまま国内に流通し、又は保税展示場で使用・消費された(輸入された)ことが考えられるため、税負担の公平性を確保し関税を適正に徴収する観点から保税展示場等の許可を受けた者に対し、関税の納付義務を課しており、これを撤廃することは適当でない。 2. 保税展示場の許可要件及び記帳義務については、保税展示場が関税等未納の外国貨物を展示等できる場所であることから、保税展示場における外国貨物の適正な管理を確保するために定めているものである。このため、これらの義務及び要件を緩和することは、保税展示場における適正な貨物管理に支障をきたすおそれがあり適当でないが、許可申請等の手続について見直す事項があれば提示願いたい。 3. 保税展示場の許可手数料については、貿易の振興又は国際的な文化交流の観点から開催される博覧会等の内容、主催者等を勘案して許可手数料を軽減できるものがあるか否かを検討する。具体的な検討に当たっては、博覧会等の内容、主催者、期間等の開催実績を調査した上で、法令改正等を必要とすることから、対応方針決定後、1年程度を目途に検討し、必要に応じ措置する。	右提案者の意見を踏まえ、記帳義務の廃止及び展示施設そのものを展示場として許可することについて再度検討されたい。	保税展示場の許可要件及び記帳義務の緩和は、保税展示場における適正な貨物管理に支障をきたすおそれがあることだが、保税展示場については関税法に基づき適切に許可が与えられており、各所有者(展示者)も外国貨物を入れる際に税関の承認を受けているのである。保税工場の場合と異なり、保税展示場運営者は外国貨物の所有者ではないため、記帳義務を課すべきではないと考える。また、保税展示場については、活用しにくい制度となっているため、国際的に見本市を開催する展示施設そのものを対象にすることを検討すべきと考える。	国際コンベンション都市の創出	0 4 3 3 3 0	大阪府	大阪府	財務省	
070230	日本版レベニュー債制度の創設	法人税法	-	・発行主体側の課題である道路等の公共インフラの整備主体として、民間の参入や民間資金の導入の制約を緩和する。 ・資金供給の円滑化の為、市場規模(格付けなどの事業性の評価・確保など)の導入とともに負担(利回り、BIS規制上の制約、租税負担など)の緩和が必要。	①現状 大幅な税収減少や多額の長期債務を抱える財政状況の中、地方債の発行総額が抑制されている。一方、今後、耐用年数を超過し、老朽化したインフラの再整備や物流インフラ等の戦略インフラの整備が急務である。 ②問題点 現在、道路や下水道等の公共インフラの整備主体については、諸法令の規定により、整備主体を地方公共団体や特定の法人に限定されているものがあり、民間参入ができない状況にある。また、整備資金についても民間資金の導入を想定していないものがあるため、レベニュー債券が活用できない。更に、民間による公共インフラ整備事業に当たり、資金供給円滑化の観点から格付けリスクや税負担等緩和措置が必要。 ③解決策 公共施設と資金を直接的に対応させ、税金ではなく、公共施設の利用料金からの営業キャッシュフローによって事業費を償還する日本版レベニュー債を公共事業の整備に充当し、国際競争力を維持するための都市高速道路や港湾、下水道等の都市インフラの再整備や戦略的投資に充当する。また、民間参入をより促進するため、公共インフラ整備主体に出資する民間企業の法人税の優遇措置や円滑な資金調達を可能にするためレベニュー債にかかると同等の配当課税の優遇措置を講じるとともに、民間部門が、租税負担の必要がない公共部門と同様に公共インフラ整備を担えるようにするため、収益性を高められるように整備主体に対する法人税・固定資産税についても優遇措置を図られたい。 ④効果 財政規律の維持と都市インフラ、戦略インフラの更新、整備などを両立させ、もって、激化する都市間競争に対する競争性を確保する。	Z	1	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを二層論じたこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			公共インフラの円滑な整備・更新	0 0 4 3 3 7 0	大阪府	大阪府	総務省 財務省 国土交通省